# 102-240

# 問題文

危険ドラッグに含まれる可能性が高い薬物を幅広く規制するため、基本骨格が同じ物質を一括して指定する 「包括指定」が活用されている。包括指定される指定薬物の基本骨格に該当するのはどれか。2つ選べ。

## 解答

問240:2.5問241:2.5

## 解説

## 問240

#### 選択肢 1 ですが

覚せい剤の使用は、近年減少傾向が見られますがほぼ横ばいです。特徴として減少しているとまではいえないと考えられます。よって、選択肢 1 は適切ではありません。

ちなみにですが、覚せい剤の使用における特徴としては再犯者の増加です。初犯の人数を押さえることに成功 しつつある一方で(ほんとにこれはすごい。関係者の日々の努力の結果があらわれてると思います!)再犯に 対しての対応にまだまだ課題が見られるといえます。

選択肢2は、正しい記述です。

### 選択肢 3.4 ですが

これは常識的に考えて誤りです。もしこの記述が正しいとすると「だから、大麻や覚醒剤に比べると危険ドラッグは安全」といった内容が導かれかねません。決してそんなことは、ありません。

選択肢 5 は、正しい記述です。

以上より、正解は 2,5 です。

#### ーー以下雑感。 国試には関係なし。

ちなみに危険ドラッグに関しては、素早い法的、人的対応により販売店舗に関しては店舗 0 を実現しています (!) またインターネットを通じた販売対策も進んでいます。これらの実績は国際的にも誇るべき結果です。 違法薬物の生涯経験率においても日本は先進国の中で低い割合を保っています。以上 雑感。———

#### 問241

### 選択肢 1 ですが

構造を見て、モルヒネを連想するのではないかと思います。モルヒネは、Rがメチル基です。モルヒネから、あへん関連であり、あへん取締法があるから危険ドラッグの包括指定骨格とは別と考えるとよいかと思います。

選択肢 2 は、正しい構造です。

カチノン系骨格と呼ばれます。神経伝達物質を連想するのではないでしょうか。あへん、大麻、覚醒剤などで

はないが、神経に影響を与えかねない骨格と考えると選択することができるのではないかと思われます。

# 選択肢 3ですが

テトラヒドロカンナビノールの骨格と連想できるとよいです。すると、大麻 なので大麻取締法があるから危険ドラッグの包括指定骨格とは別と考えるとよいかと思います。

#### 選択肢4ですが

構造はトルエン+Rとなっているので基本骨格がトルエンです。発がん性などで指定されることはありそうだが危険ドラッグの包括指定骨格とは別ではないかと判断できるのではないでしょうか。

選択肢 5 は、正しい記述です。

合成カンナビノイド系骨格と呼ばれます。

以上より、正解は 2,5 です。

参考)薬物乱用の現状